大潟村認定こども園等建設工事設計業務の概要書

本業務は、現大潟幼稚園舎の南側に認定こども園を建設し、北側に小学校校庭整備及び東西道路整備、東側に駐車場整備及びトイレ整備、現幼稚園舎遊戯室を耐震改修し再利用及び現幼稚園舎の解体等の整備をするための基本･実施設計及び付随する業務を行うものである。

また、設計業務においては、別冊「大潟村認定こども園の整備方針等について　提言書」及び関係者会議等の意見、要望を設計内容に反映できるよう、事務局と協議の上で柔軟に進める。

なお、この概要書に記載した事業内容の数値等は、プロポーザル技術提案のためのものであり、現時点での想定(予定)数値を示したものである。

1．業務内容

(1)基本設計

･設計条件等の整理

･仮設計画の作成

･法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ

･上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打ち合わせ

･基本設計方針の策定

･基本設計図書の作成

･概算工事費の検討(こども園新築工事、駐車場整備工事、現幼稚園舎解体工事等)

･基本設計内容の説明等

(2)実施設計

･要求の確認

･法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ

･実施設計方針の策定

･こども園新築、駐車場整備、現幼稚園舎解体等、各工事に係る実施設計図書の作成

･実施設計内容の説明等

(3)付随する業務

･建築基準法に基づく計画通知申請手続業務

･建築基準法に基づく構造計算適合性判定申請手続業務

･積算業務(内訳明細書の作成等)

･透視図作成業務

･エネルギー使用の合理化等に関する法律等関係法令に基づく申請書類作成業務及び申請手続業務

･敷地測量業務

･標準貫入試験による地盤調査業務

･建築物石綿含有建材調査業務(分析調査含む)

･工事(解体、こども園新築、駐車場整備等各工事)工程表の作成

･建築環境総合性能評価システム(CASBEE)の検討業務

※国、県及び村の関係法令及び基準を遵守すること。

※業務内容の提出書類･図書等の詳細については、「大潟村認定こども園等建設工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」6．参加申込書の提出及び資料の貸与に記載のとおり、参加事業者に対し別で示す設計委託業務仕様書を参照すること。

2．認定こども園施設等の概要

(1)施設名称:(仮称)大潟村認定こども園

(2)建築場所:南秋田郡大潟村字中央5-1　地内(別添「位置図」参照)

(3)敷地面積:約11,000㎡

※現大潟幼稚園舎南側に認定こども園を建設し、現幼稚園舎は遊戯室を残して解体する。現幼稚園舎遊戯室は、廊下により連結し、耐震工事を施し放課後児童クラブと共用の体育館とする。

(4)規　模:延べ床面積　1,700㎡を超えない(現幼稚園舎遊戯室を除く)

(5)構　造:鉄筋コンクリート造、またはその他(技術提案による)　平屋建て

※教育･保育環境の充実に資する提案として、内装は木質を基本とする。

(6)設　備:電気設備、機械設備(空調機器を含む)

(7)用途地域:指定なし

(8)基本設計:契約締結の日　～　平成29年1月20日　まで

実施設計:平成29年1月21日　～　平成29年3月24日　まで

(9)工事期間:平成29年6月1日(予定)　～　平成30年1月31日(予定)

(10)工事費:こども園建設(外構整備を含む)、園舎解体、駐車場整備等を含む予定上限額

8億3千万円(消費税及び地方消費税含む。)

(現幼稚園舎　鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ床面積　1,026㎡)

(11)設定園児数:128人(0歳:10人、1歳:10人、2歳:27人、3歳:27人、4歳:27人、5歳:27人)

登園予定園児数:101人(0歳:7人、1歳:7人、2歳:18人、3歳:19人、4歳:22人、

5歳:29人)

※秋田県が定める幼保連携型認定こども園の最低基準を満たすほか、幼保連携型認定こども園の実施に必要な関係法令に定める基準を充足すること。

※この他、小学校校庭整備、東西道路整備、グラウンド駐車場整備、トイレ整備がある。

3．施設の内容

A．認定こども園について

(1)屋内施設

0歳･1歳児保育室、2歳児保育室、3歳児保育室、4歳児保育室、5歳児保育室、一時保育室、多目的室(予備保育室)、沐浴室、調乳室、厨房、ランチルーム、遊戯室(大小、各1)、園長室、職員室、医務室、職員更衣室、職員休憩室、トイレ、玄関、子育て支援センター、放課後児童クラブ(30畳程度の学習室)

※将来的な児童数の変化を考慮したプランを検討すること。

※上記以外の施設については、提言書や提案者の考えに基づき追加すること。

(2)屋外施設

園庭は、園舎南側にグラウンドや遊具を整備し、別に0～2歳児用の園庭及び遊具を設ける。園舎南側の橋から現幼稚園舎へ延びている舗装路は、園庭等に利用すること。

駐車場･駐輪場は、現幼稚園舎解体後跡地を活用し整備する。(駐輪場は5台程度)

(3)その他

耐震化を施した現幼稚園遊戯室を、廊下で接続すること。

冷暖房には地中熱を導入し、高断熱な園舎とすること。その他、工事費の概算を超えない程度に、自然環境保全を推進する大潟村に合う提案を検討すること。

※上記の記載以外に、提言書等から要望を汲み取り提案すること。

B．小学校校庭について

(1)水はけ等の配慮をしながら土盛り･遊具等(4基程度)を整備し、東西道路に面する部分にフェンス等を設置したグラウンド整備をすること。

C．東西道路について

(1)車道の幅員6.5m程度、歩道の幅員2m程度を基準として、現幼稚園舎北側にできるだけ近づけて整備し、小学校校庭のスペースを確保すること。

D．グラウンド駐車場

(1)新たに整備する東西道路とグラウンドの間に整備する駐車場で、東西道路とは柵で仕切るものとし、グラウンド寄りに駐輪区画(30台程度)も整備する。オーバーレイ等により、東西道路との一体感を出すこと。

E．トイレ整備

(1)武道場脇に、大小各1器の便器を備えた浄化槽タイプのトイレを設置すること。

※各施設整備の位置等は、参考図面により確認すること。